

民法における「悪意の遺棄」及び「虐待」の意義について

条文	学説の状況等	立案担当者解説
<p>(裁判上の離婚) 第七百七十条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。 一 配偶者に不貞な行為があったとき。 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。 三 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。 2 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。</p>	<p>・「悪意」とは、単に遺棄の事実ないし結果の発生を認識していることではなく、積極的に婚姻共同生活を廃絶するという害悪の発生を企図し、又はこれを容認する意思をいう。 ・「遺棄」とは、婚姻の本質的義務である同居・協力・扶助義務(民法752条)を、正当な理由なく履行しないことをいう。同居義務違反又は扶助義務違反のいずれかがあれば、遺棄に該当すると評価される。</p>	
<p>(裁判上の離縁) 第八百十四条 縁組の当事者の一方は、次に掲げる場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。 一 他の一方から悪意で遺棄されたとき。 二 他の一方の生死が三年以上明らかでないとき。 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。 2 第七百七十条第二項の規定は、前項第一号及び第二号に掲げる場合について準用する。</p>	<p>・「悪意」とは、遺棄の事実の認識にとどまらず、積極的にこれを容認する意思であるとされている。 ・「遺棄」の意義については学説の対立があり、①養親子関係には必ずしも同居義務はないので、専ら扶養義務違反とする考え方と、②扶養義務違反に限定せず、親子関係として要請される物質的・精神的な共同生活を正当な事由なく破棄し顧みないことだとする考え方があり、②説が多数説とされている。</p>	
<p>(父母の同意) 第八百十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>・「悪意の遺棄」とは、正当な理由がないのに実父母が監護養育をしないことであり、父母のうち監護養育の義務を負う親権者について問題とされる。 ・「虐待」とは、物理的又は精神的に酷い取扱いをすることであり、民法892条の「虐待」と同意義である。</p>	<p>・「悪意の遺棄」とは、民法770条、814条1項の悪意の遺棄と同様、養子となる子の親権者又は監護者である父母が正当な理由がないのに子を放置して、著しく監護養育の義務を怠ることである。 ・「虐待」とは、民法892条の「虐待」と同様、父母が養子となる子を身体的、精神的に苛酷に取り扱うことである。</p>
<p>(特別養子縁組の離縁) 第八百十七条の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。 一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。 二 実父母が相当の監護をすることができること。 2 離縁は、前項の規定による場合のほか、これを行うことができない。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>(親権喪失の審判) 第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。</p>	<p>・「虐待」及び「悪意の遺棄」の意義は民法の他の条文(770条、814条、817条の10等)で用いられているのと同じ。 ・「悪意の遺棄」とは、正当な理由なく監護養育を怠ることである。 ・「虐待」とは、子を身体的、精神的に苛酷に取り扱うことをいう。</p>	<p>・「悪意の遺棄」及び「虐待」の意義は、民法770条、814条、817条の6、817条の10における「悪意の遺棄」と、817条の6、817条の10、892条における「虐待」と、それぞれ同意義といえる。 ・「悪意の遺棄」とは、正当な理由がないのに著しく監護養育の義務を怠ることを意味する。 ・「虐待」とは、子を身体的、精神的に苛酷に取り扱うことをいう。</p>
<p>(推定相続人の廃除) 第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。)が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。</p>	<p>・「虐待」や「侮辱」は、学説上、相続的共同関係と目される家族的関係を破壊するような言動と解されている。</p>	

(参考)

【児童虐待の防止に関する法律(平成十二年法律第八十二号)】

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- 第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

参考文献

- ・中川善之助＝山畠正男編「新版注釈民法(24) 親族(4) § 792～817の11」609頁、632頁[大森政輔](有斐閣、1994)
- ・島津一郎＝松川正毅編「基本法コンメンタル[第四版] 相続」35頁[右近健男](日本評論社、2002)
- ・松川正毅＝窪田充見編「新基本法コンメンタル 親族」95頁[浦野由紀子]、183頁[合田篤子]、241頁[小池泰](日本評論社、2015)
- ・細川清「改正養子法の解説-昭和六二年民法等一部改正法の解説-」85頁、127頁(法曹会、1993)
- ・飛澤知行編著「一問一答 平成23年民法等改正 児童虐待防止に向けた親権制度の見直し」42頁(商事法務、2011)